

令和 7 年 3 月 17 日

有限会社鶴美 一般事業主行動計画

社員が働きながらもっと子育てに関わることができるよう、以下のような対策を行う。

1 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで

2 内 容

目標1 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、社内での研修を行う。

【目標を達成するための対策とその実施時期】

令和 7 年 4 月 社員へのヒアリング等の実施、制度の内容に関する検討開始

令和 7 年 7 月 制度を導入して社員に周知する

目標2 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する

【目標を達成するための対策とその実施時期】

令和 7 年 4 月 日数の設定等制度内容について検討する

令和 7 年 7 月 制度を導入して社員に周知する